

会 議 録

公開・非公開 の別	【開催日】平成26年4月9日（水） 【時 間】13時00分～15時00分	【傍聴人数】0名 【傍聴室】		
公開	【場 所】岸和田市役所新館 4 階 第2委員会室	岸和田市役所新館 4 階 第2委員会室		
【名称】平成26年度第1回岸和田市指定管理者審査委員会				
【出席者】				
○は出席、■は欠席、△は開会時不在				
中川	山本（宏）	相川	池内	山本（政）
△	○	○	○	○
《事務局》企画調整部：小口部長 行政改革課：春木課長、池内参事、藤原、大田				
【議題等】				
1. 事務局異動報告				
2. 公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の改定について （1）運用指針改定の要旨説明及び質疑				
3. モニタリングチェックシートの見直しについて （1）モニタリングチェックシートの改定案要旨説明及び質疑				
4. その他 （1）平成26年度以降のスケジュールについて				
【会議録概要】				
（※開会時、委員長不在のため、副委員長が議事を進行。）				
委員：1 番「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の改定」について審議する。資料は事前に事務局から送られている資料である。事務局に説明を求める。				
●事務局説明：今までにいただいた助言・指摘を受けて、モニタリング運用指針を統合する形で公の施設の指定管理者制度に係る運用指針を改定したい。ついては改定案を作成したのでご指摘・ご助言いただきたい。				
——「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針第6版（案）」について—— （事務局が改定概要等説明）				
以下、質疑。				
委員：モニタリング運用指針を統合しているので、運用指針そのものの内容が増大している。今までの反省もこめて、できるだけ詳細に書こうとしていると理解するが、改定主旨を示していただきたい。				
説明員：制度導入から数年が経過し、制度所管課である行政改革課における理解や制度本来の主				

旨が施設所管課にうまく伝えられていない例があった。また必要な手続きについては行政改革課からその都度、施設所管課や指定管理者に通知や依頼をしてきたが、これまでの経験を踏まえて総まとめとしたい。この一冊を読めば本市の運用方針がわかるというものにしたいというのが改定主旨である。

委員：P.11 利用料金制の（４）「利用料金制を採用した場合でも、施設の設置目的の達成が最優先されるべきであり、指定管理者が利益を優先した運営を行うことのないよう、当該施設所管部課は、適切に監督・指導を行う必要があります」とあり、文章ではこのような表現になるのだろうが、別途具体的なノウハウというかマニュアルを策定することは考えているのか。具体的な記載内容となるので、それは公開しなくてもよいが、ノウハウの蓄積の意味で、そのようなものがあつたほうがよいのではないか。

説明員：現状ではノウハウ集といったものの作成までは考えていない。ただし、利用料金制については単純に指定管理者にイニシアティブを与えればよいものだという誤解を招かないようにするために、収益確保が優先されないよう改めて記載することによって注意喚起としたい。

委員：P.2 2 2-1 制度創設の目的等 の最後の行「常に監督をする必要があります。」という表現があるが、監督以外の言葉はないか。

P.3 3 指定管理者制度に係る事務のながれ がある。年間スケジュールとしてはこれでよいが、指定管理者への応募を検討している事業者の立場からすると単年だけではなく、例えば数年先の予定が記載されていると、組織をどのように経営していくかなどを検討できる。

P.7 5 指定管理者制度の導入に係る指針 【直営の妥当性チェック】②③が文章表現としていかがなものか。②においては「活動基盤が強固ではない」とあるが、募集前の段階においてどのような団体が応募するかわからないのに妥当性が検討できるのか。③については文章として理解できないし、「利用者から不安を指摘される」との表現に関しては、ここでは募集前の内容であるので別の言い方を考えてはどうか。

P.8 5-3 ③ 「政策的な見地から特定の団体に対し」という記載がある。行政職員はあの団体のあの業務のことだと推量できるかもしれないが、公開されるものとしてこのような表現でよいのか。「清掃等個別の業務を委託」とあるが固定的なものと捉えられるのは不適當ではないか。つまり福祉的就労であっても、その施設にこだわらず他の施設の清掃を掘り起こすという福祉的就労の政策からの観点もあると思料する。指定管理者制度の指針として一般にも公開するので、このような書き方はいかがか。

P.10 5-5 自主事業について の最終段落に『「指定管理業務における提案事業」及び『自主事業』については、事前に本市の承認が必要です。』とあるが、その後の記載についてはすべて自主事業の記載である。自主事業については、この記載でよい。ただこの指定管理業務における提案事業について、記載内容をよりふくらませられないだろうか。手馴れた団体が市の考えよりも、良い提案をしてくれる場合があり、その際は別の扱いがで

ないか。ではなぜこのような話をするかという、公益認定の指定をする際に自主事業がない、あるいは市との協定どおりにしていると自主性がないと判断されて公益認定されないことがある。事前に話し合えば話し合うほどよい協定になるが、指定管理業務における独自の提案がないとなかなか公益法人の認定はとりにくい。このことから提案部分で法人の伸びしろを制度設計するような形にできないか。いずれにせよ後半の記述が自主事業しかないので、前半の提案事業について何かよい制度設計ができないか。

P.13 ※施設改修を伴う提案を受け付ける場合 の記述について、施設改修というよりは、大規模修繕みたいな提案や日常の補修、少し力を入れてやる補修等の区別が提案段階ではつきにくい。例えば公園管理であればベンチの補修はどこに入るのか。ここの記述をカテゴライズあるいは経費はどうするのかという記述がないと、なかなか思い切った提案ができない。思い切った提案をしても、経費を伴わないので協議の段階でつぶれてしまうことがあるのではないのか。施設改修の点で「補修」みたいな点を考慮する必要がある。

P.18 8-2 協定書 「必須規定項目」としてはこの表でもよいが、後半で重要になってくるモニタリング協議の記載がなくてよいのか。「こんなに打ち合わせが多いなんて聞いてない」と言われると困るのではないか。特にモニタリングで1ヶ月に一回、4ヶ月に一回ぐらい打ち合わせする。であれば、そのようなことも事前に協定書に盛り込んでおくべきではないか。

P.20 9 その他 のところで、例えば NPO 法人などが公の施設に事務所を置く場合の規定をしなくていいのか。事務所を住所として登録する、車庫証明を取得する、あるいは事務所として登記する場合、指定管理施設を使っていいのかどうかの判断が各局によって対応が分かると困るので、決め方に関して明記しておいたほうがよい。

P.21 9-5 「大きく変更される場合」に「市は、速やかに審査委員会に変更内容を報告する」とある。また P.13 6-2 にも「議会の所管委員会において報告する」とある。これは文字どおりの報告なのか、それとも審査を含むのかどちらかと疑義を抱いた。つまり、9-5 の管理運営形態が大きく変更される場合において、施設所管課が認めている場合と認めていない場合とがある。認めていない場合において、審査委員会に報告することになるが、ここの記述はどのようなことを想定しているのか、また認めている場合と認めていない場合にそれぞれに分けて対応を記載したほうがよい。

委員：これらの質疑については、事務局に個別に回答いただいたほうがよい。まずは P.2 2 2-1 「監督」という言葉が適切であるという指摘について。

委員：これはむしろ法律的な考え方をお伺いしたい。

委員：「指導監督」という言葉をよく使うので、「指導」を加えることにより「監督」よりは少し柔らかい表現になるではないか。

委員：「指導・監督」という表現にしてはどうか。

委員：順次指摘されたことを整理していきたい。P.7 5 指定管理者制度の導入に係る指針【直営の妥当性チェック】②「活動基盤が強固でない」、③「利用者から不安を指摘される」

という記述はあいまいである。

委員：「活動基盤」というのは、あらかじめ申請してくることが予想される民間事業者についてのことなのか。

事務局：そうだ。市場的にまだ成熟しきっていない分野である場合には、直営のほうがより安定的なのではないかということを想定している。

次いで③については、これは暴力団に代表される反社会的勢力を想定している。記述表現については検討したい。

委員：②については「業界が育っていない」という表現が適当なのだろうか。

委員：③は暴力団のことを想定しているのか。

事務局：暴力団であるとか、反社会的な団体を想定している。メディアを賑わせている、あるいは賑わせそうな団体が管理者に応募する場合を想定している。

委員：これは記述表現を改めたほうがよい。文章全体が分かりにくい。

事務局：検討する。

委員：「個人の特質を規定する身体に関する個人情報」とあるが、意味が分かりにくい。

委員：「個人情報を取り扱い」とあるが、これは施設が取り扱っているのか、団体が取り扱っているのか、どちらなのか。主語がわからない。人権センターといった施設の運営であれば当然そういう資質を持っていないと難しい。要するに施設を規定しているのか団体を規定しているのか分かりにくい文章になっている。

事務局：指摘を受けて、検討することとする。

委員：②については「管理運営が期待できない」という記述にとどめても支障はない。「活動基盤が強固でない」とまで記述しなくてもよい削除してはいかがか。

事務局：削除する。

委員：次はP.8 5-3 ③「政策的な見地から～」と記載があるが、これは表現が直接的すぎる。表現を改めたほうがよい。このような事例は個別では清掃業務だけか。

事務局：清掃業務だけではない。具体例としては、指定管理者となった民間事業者が、清掃業務等を別途自らの懇意にしている業者に委託した場合、今まで市の清掃業務等を受託していた団体が、事業を継続できずに雇用を失ってしまうといったことを想定している。障害者団体などに市の政策的な見地から清掃業務等を委託しているような場合に、指定管理者制度を導入したことにより、そのような団体が排除されてしまい政策的な見地が反映されないことを防ぐ目的で記述したものである。

委員：そうであるならば、よりよい表現があるのではないか。「政策的な見地」としてしまうと、幅が広すぎる。例えば「社会的少数者の雇用施策」など、細かく規定したほうが理解しやすい。

委員：指摘したいのは、その事業が将来にわたって固定化していかどうかという観点からである。福祉的就労ということは理解したが、ここに記述してしまうことが特定の施設の清掃だけに限定してしまっている印象を受けた。

委員：福祉的就労という表現にしてはどうか。

委員：二つ指摘したい。一つは今指摘があった表現の点、これは「社会的少数者の雇用施策」や「福祉的就労」という表現でよい。もう一つが今後その団体は未来永劫ずっとその業務を続けていくのか、それとも他の企業に広げていくのかという市の政策の問題を指摘したい。後者の可能性があるならば、固定化しないほうがよい。

委員：施設も団体も固定化するような記述はしないほうがよいという指摘である。福祉的就労であるならば、もっと他の施設を扱う機会も与えてはいかがかという意見である。

P.10 5-5 自主事業について における記述において、提案事業に関する記述が少ないという指摘、これはもっとよりよい提案をしてもらうことも可能というような記述があってはどうかとの指摘である。

P.11 (4) 留意事項 については他の委員からも指摘が出ているが、より具体的に事例を出したほうがよいのではないか。マニュアルを作ってはどうかという意見であったが、具体例を列記してもいいのではないか。

P.13 ※施設改修を伴う提案を受け付ける場合 の記述についての指摘だが、これは改修という言葉だけでは説明が足りないのではないか、大規模改修と小規模修繕があり、これらについて分けしておかねばならないのではないかという意見である。これは P.18 の〈基本協定の必須規定項目〉にある「管理施設の改修等」に関わってくる。躯体については市側が負担する、備品の使用による劣化の補修については受任者が負担するなど、最近詳細に整理されてきている。

委員：大規模改修や小改修ということについては、例を挙げて記載するほうがわかりやすい。

委員：自主事業や提案事業において、ここをこのように改修してこのような利用者を増やしたいと指定管理者が申請した際に、経費が保障されていないと提案の実現可能性が低くなる。良い提案をしても、経費負担についての説明がなく協議に入ってしまうと審査の際に問題となり、申請者にとっても不利益になる。

委員：次の指摘は同じ P.18 〈基本協定の必須規定項目〉にモニタリングに関する項目を入れるべきではないか、という意見。年間何回行うなど、定期協議の回数を含め具体的に記載すべきではないか。審査委員会に対する報告や立入検査の受け入れなどを入れておくべきだという指摘である。

次が、P.20 9 その他 のところで、法人事務所を置くことを許すのかどうか記載すべきという意見であるが、岸和田での事例はあるか。

事務局：数例ある。

委員：既存団体だけが許されていて新たに参入する事業者には許されていないと受け取られた際に、どう説明するかということ。新規団体に対して、既存団体は以前から使用しているから仕方がないでは説明にならない。これはかなり根本的な問題提起をいただいたのかもしれない。これに関する条項も記載の必要があると思料します。こういう例はどうなるのだろうか、目的外使用許可ということになるのだろうか。

委員：既存団体から賃貸料のようなものはとっているのか。

事務局：いただいていない。特に使用に際して手続きをとっていない例もある。

委員：事務所を置いてもよいという許可条項を加えておけばよい。つまり協定書に含んでしまえばよい。指摘としては、このことに関する記述がどこにもないから疑義が生じるということである。以上だが、漏れはあったか。

委員：P.21 9-5 における指摘が漏れている。

委員：P.21 9-5 「大きく変更される場合」の委員会への報告と、P.13 6-2 募集要項の概要の議会への報告は、議決を有する程度のものなのか、また審査委員会への報告も事後の報告で済ますものなのか、報告の定義についてどうなのか。

事務局：まず議会に対する報告だが、これは報告のみである。審査委員会への報告については程度によっては報告では済まないものも含むと想定している。

委員：質問だが、P.8 【公募によらず指定管理者候補者を指名できる理由】に⑤を追加する必要性は何か。

事務局：本市では原則公募という姿勢で取り組んできており、例外的に非公募を認める運用をしてきた。しかし是が非でも民間事業者に施設管理を依頼する考え方でよいのかという意見もある。施設の設置目的や市の諸施策において、その施設がどのように位置づけられているのかを再考した結果、民間に任せろのではなく特定の外郭団体に任せたいほうが、より公益性を高められるような場合は、非公募で団体を指定し、施設管理を委ねるということもあり得るのではないか、ということでこの⑤を追加した。

委員：どのような施設を想定しているのか。

事務局：具体的には福祉系の施設や集会系の施設である。今後、これらの施設が競争にさらされることを想定した。

委員：P.21 9-5 「大きく変更される場合」とあるが、表現として「大きく」の範囲がわかりにくい。この点についてどのように考えているか。

事務局：確かに程度の判断は難しいと考えており、表現に苦慮した。具体的に説明すると、図面のレイアウト変更がなされる場合、審査の際に提案していた内容から変化がある場合、客観的に見て提案内容が市と審査委員会のイメージしていた内容と変わっているという場合には、審査委員会にも報告させていただきたいと考えている。

委員：しかし、重要であるのは施設の設置目的に反するかどうかである。改装だけで施設の設置目的に反することになるのかどうか疑問である。

事務局：審査委員会に議案を挙げて各委員から意見をいただいたのに、その議案及び意見から変化しているような施設運営形態となっている場合は、審査委員会に報告させていただく。審査の際の議論を確認することとなる。

委員：管理運営形態という場合、ハードの管理運営を意味するのか事業の運営を意味するのかどちらか。

事務局：両方である。本来、申請を受けて審査委員会の場で審査を受けて、候補者が選定される。

その後、市との協議の中で、市の思いというものを指定管理者候補者に十二分に伝えて、協定締結に至り指定管理が開始されるということが、最も理想とするところである。しかし、民間には行政とは異なる価値観もあり、それが前面に出てしまうと、行政には思いもよらない結果になることもあるかもしれないことを想定した。もちろん管理運営形態が変わってしまう前に是正するというのが最優先されるべきだが、仮に結果としてその様な事態が発生した際に、対応をどうするのかを審査委員会に報告させていただきたい。

前提条件があり、それを基に審査委員会に議論をしていただいているのに、その前提条件そのものが変化したままで施設の管理運営が進むと設置目的と異なる方向になってしまう恐れもある。

委員：この主旨内容は指針で触れないわけにはいかない事例だと思う。

委員：私もそう思うが、表現がどうなるのだろうという意見である。

委員：この運用指針は外部公表しないのか。

事務局：公表する予定である。

委員：それであれば、先ほど述べたように非公開のノウハウというかマニュアルのようなものを作り、そちらに詳細を記載すればよいのではないかと。具体的な事例を記載して、このような事例を指しているとかを示してはどうか。P.21 9-5 の記載内容を公表する文書で、第三者にも誤解を与えず所管課にも意思を伝えるという二つの目的を同時達成するのは難しいのではないかと。

委員：議論を整理する。P.21 9-5 については、この表現が限界かもしれないが、気になるのはあまりにも重大な変更の場合は指定の取り消し、もしくは候補者の再選定を行うことになるという記載を入れて警告してはどうか。「大きな変更」というのは、「大きい」「大きくない」というのは誰が決めるのかという問題も発生するし、当初の協定書・管理形態から大きく変わる場合は、改めて再選定の手続きに入る場合も有り得ますと、それぐらい記載してはどうか。

議会への報告はあくまでも軽微なものか。

事務局：募集の概要の報告である。

委員：P.21 9-5 に記載された内容についても議会に報告するのではないのか。それとも、それは別か。

事務局：別である。

委員：今まで分かりにくかった点を分かりやすく書かれていること、P.4 のようにモニタリングのスケジュールや P.3 のスケジュールも入ったことにより、分かりやすいものとなっている。使用料や自主事業のことも記載され、分かりやすい。2冊に分かれていたものが、1冊になり分かりやすくなった。

委員：確認だが、P.10 の提案事業は、提案された事業が指定管理業務になるのか。

委員：市から言われたことばかりでなく、指定管理者から提案した指定管理業務であるというこ

とがわかるようにしてあげれば、その団体の評価は上がる。これは団体側の意見ということになるが。

委員：P.10 において提案事業について、提案できるプロセスがあることを書くのが難しいとするならば、P.9 5-4 指定管理者が行う業務の範囲 に候補者からの積極的な提案も歓迎するという主旨を書いてもいいのではないか。そうすれば、P.10 のところは費用の話であるとまとめることができる。

委員：P.20 9-2 複数の施設を一括して指定管理させる場合 に記載されていることは、一つの団体が、複数の施設を一括して管理運営することが可能だという主旨でよいか。

事務局：そうである。

委員：その場合、議決は一つか。個別の施設ごとに議決するのか。

事務局：議決は所管課ごとである。今までもそのように運用している。

委員：それであれば、その旨を記載しておいてはどうか。「ただし、議会の議決は個別の施設ごとに議会の承認を得る必要があります」などを入れてはどうか。そのような記載が無いから、やや意味が分からない文章となっている印象を受けた。

P.20 9-1 指定管理者制度導入施設に関する情報公開請求②と③の違いがわからない。②には「開示されることがあります」とあり、③には「非公開とします」とある。時間軸としてはどのように理解すればよいか。

事務局：時間軸としては、審査委員会で選定されてから議会に候補者が議案として提出されるまでの間は非公開、選定された団体についても非公開である。議会に議案として提出された直後からは、選定された団体の申請書については非公開情報を除いては公開するというものである。

委員：②についてはどうか。

事務局：指定管理が始まった後、申請者の開示請求があった場合は非公開情報を除いては開示する。

委員：それであれば、②と③の順序が逆なのではないか。とても分かりにくい。入れ替えてはどうか。

事務局：そのようにする。

委員：③で選定されなかった団体を規定して、②で選ばれた団体を規定していると表記すれば分かりやすいのではないか。おそらく協議することに配慮したから、協議が不調となる可能性に配慮してこの記載になったのではないか。主旨はよい。

委員：P.21 9-4 「暴力団等」という記載があるが、法律上に規定はあるのか。

委員：法律的にはあまり明確でない。一般的な表現となっている。「暴力団等」の「等」とは暴力団に類する反社会的な勢力ということになる。

委員：というのはあまりにも常識的な世界として処理されているが、「暴力団等」とすぐに判断できないような人が、実際は暴力団であるケースをどのようにスクリーニングするのか。

委員：それはなかなか難しい。

事務局：暴力団等排除条例を作る際に議論となった点でもある。実際の運用は、市から警察へ暴力団該当性について照会し、警察から市へ回答がある。

委員：P.19 （３） 「債務負担行為の設定」は、総務省 2011 年の通知に債務負担行為を設定すべきという主旨の記載があった。

委員：では、5 人の委員から出た意見・指摘を踏まえて、改善改良をお願いしたい。

事務局：了解した。

委員：次に、2 番「モニタリングチェックシートの見直し」について審議する。事務局に説明を求める。

●事務局説明：従前は指定管理施設統一のシートでチェックしてきたが、以前から審査委員会に指摘された事項を踏まえ、シートを見直した。

委員：疑問点または提案があるか。

委員：最後の「総合評価」のところで、1 つでも「C」があれば「C」になるとあるが、以前からそのような運用か。

事務局：そうである。「C」評価となるということは、どこかに「C」となっている項目があるということだ。そのような評価となっているのに、総合評価が「B」評価となるのはおかしく、考え直してもらう必要があるとの考えだ。

委員：例示では 20 点満点で 17 点だから「C」ではないのではないか。

事務局：得点率で評価する。「3 事業収支の確認」の得点は基本的に「4 点」または「1 点」である。実施したか実施しなかったかという観点である。一部 3 点はあるが、よってオール「4 点」が基本であり、一つでも「1 点」が入るということは、実施しなかったことがある、よって「C」評価となる。

委員：非常に厳しい評価となる。

事務局：費用のことなので厳しく評価する必要があるとの考えだ。

委員：「2 サービス水準の確認」にある「市との事前協議を行わず、かつ正当な理由もなく、施設の一部を閉鎖したり、設備の使用を中止したりしていなか」の評価の着眼点「適切である：4 点 不当に閉鎖したり使用中止している：1 点」だが、事前協議をしていれば施設閉鎖をしていても 4 点なのか。閉鎖していないのが一番よいと思うので、「協議をして閉鎖している」3 点、というような項目があるほうがよい。

事務局：修正する。

委員：同じく「2 サービス水準の確認」にある「利用者アンケート等において、利用者の感想は良好か」とあるが、そもそも「利用者アンケートの取り方が適切かどうか」という観点でも評価できないか。恣意的なアンケートの取り方をされる恐れがある。

次に、「3 事業収支の確認」「指定管理業務の継続を脅かすような事柄が発生していないか」とあるが、発生しているのかどうかという判断だけでなく、発生したが解決している

という評価も必要ではないか。

委員：「1 履行確認」「その他」に労働基準監督署から指摘を受けていないかどうかという項目があるが、指摘があったかどうかだけでなく、個別的な紛争があるかないかというチェックもしたほうがよいのではないか。

委員：（委員より労働・社会保険諸法令遵守状況チェックリスト（案）が委員・事務局に配布される）「1 履行確認」「その他 労働法規等を遵守した適正な勤務体制がとられているか」を客観的に把握するもので、単に労働基準監督署に届けをしているか確認するための案として作ったシートである。最低限このような届けをしなければならないことを、法令を基に記載した。これを基に施設所管課にチェックをしてもらってもよいのではないかと、参考にしていきたい。

「5.補助シート」にある「※点数の目安」にゼロ点はないが、最低点が1点ということではないか。

事務局：最低点が1点ということだ。

委員：「5.補助シート」の「法令遵守」にあるのは個人情報関係だけか。

事務局：「法令遵守」項目には2項目設けてある。上段の項目が個人情報関係であり、下段が個人情報以外である。

委員：「安定的な運営が可能になる人的能力」の「サービスの質を落とさない適切な人員配置になっているか」という着眼点は、「利用者アンケート等でサービス低下の苦情が出ていないかどうか」の記述だけで十分か。

事務局：事務局が想定しているのは、例えばレストランなどで待ち時間が長すぎるというような苦情が出ていないか、仮に出ているのであれば過小配置ではないかというような判断をするというものである。

委員：「従事する職員の資質や能力向上を図るため、研修等の取り組みは行われているか」とあるが、「人的能力及び人的配慮、職員への配慮」というような形で、安全衛生に関する項目も加えていただきたい、項目を増やすことは、点数が増えるので問題か。

事務局：今回からは「得点率」を採用しているので、点数が増えることは問題ではない。

委員：では「安全面に関する配慮をしているか」という項目を加えていただきたい。

「その他」の「労働法規等を遵守した適正な勤務体制がとられているか」とあるが、「勤務体制」よりも「労務管理」としたほうが広い意味でのチェックができるのではないかと。

「雇用・労働条件等に関して、労働基準監督署等から指摘を受けていないか」という項目に対する評価に対して、指摘を受けたか受けてないかだけでなく、受けたが適性に対処したという着眼点も加えていただきたい。点数については、適正な対処をしていけば「受けていない」と同じ点数でもよいと思料する。

委員：このリストを使って評価すればどうか、客観的に評価できる。

委員：ただ、このリストに記載された書類を施設所管課が見てわかるものだろうか。書類の見本は後日事務局に提示したい。

委員：このリストを基にチェック項目を作ってはどうか。このリストを基に施設所管課がチェックしておいてもらえれば、審査委員会での評価が速やかになる。今まではヒアリングで労働法規等を遵守しているかどうか確認するしかなかった。従業員が50人未満の事業所やNPO、町会連合会などは評価対象外にできる。大きな組織ほど社会的責任がある、という論理である。

委員：労働基準監督署の職員が事業所に調査に入れば、これらリストに記載された書類を提出させてそれを基に精査していくのだ。

委員：このリストを使用してはどうか。

事務局：検討する。

委員：「3 事業収支の確認」「指定管理業務に関して、会計監査を受けているか」の評価の着眼点が受けている、受けていないしかない。受けたかどうかは問題ではなく、受けた結果大変な問題があると指摘されていればどうするのか、といった観点から再検討していただきたい。

委員：「1 履行確認」「再委託等」の評価の着眼点に「該当せず」はゼロ点なのか。

事務局：小さな施設であれば再委託をしていない場合もあり得ることも考慮し、再委託していなければ「該当せず」として満点がゼロ点となる。

委員：該当しない場合は、評価しないということか。

事務局：そのようにしたい。

委員：該当する場合はどうなるのか。

事務局：4点か1点という評価となる。

委員：その際は、合計点も変わるということでよいか。

事務局：そのとおりだ。

委員：「利用者アンケート等」の箇所で指摘された主旨は理解しているか。つまり、利用者アンケートそのものだけで評価するのではなく、利用者アンケートの取り方が適切かという項目を設けてほしい。

委員：必ずしも「アンケート」のみということではなく、「等」とある。「利用者の声を聞く手法は適切か」くらいでよい。

委員：「利用者モニタリング」としたら混乱するか。

委員：施設によってはアンケートを取れない施設もあるので、「利用者の声を聞く手法は適切か」でよい。

委員：意見聴取は仕様書に記載があるのか。

事務局：仕様書に記載がある。

委員：では、「利用者の声を聞く手法は適切か」くらいでよい。

委員：「3 事業収支の確認」の「指定管理業務の継続を脅かすような事柄が発生していないか」というチェック項目がよくわからない。よりよい表現はないか。「指定管理の継続が危ぶまれるような外部要因を抱えていないか」としてはどうか。しかし、どうやって調べるのか。

事務局：例えば粉飾決算などで指定管理事業者が報道され、事業者が指定管理から撤退し、急遽指定管理者の再選定をしなければならないというような事態を避けたいという思いがある。撤退しなければならないような状況になった際には、速やかに連絡をしてほしいとの考えからこの項目を加えた。

委員：心配なのは、審査した我々委員が満点をつけたのに、あとからそのような事態が出てきて、審査委員は見抜くことができなかったのかと言われて行政事件訴訟を起こされ、指定管理者審査委員会の職務怠慢である、と言われることもあり得る。どうして調査するのかという問題は出てくる。

委員：評価の着眼点にあるような「財務の急激な悪化」はどのように把握するのか。

委員：企業自身の財務の急激な悪化を確認するには、限界がある。

委員：そこまでの確認となれば、現実的には難しいことだが、査察要員を派遣しない限りきわめて限定的なものとなる。

委員：他に意見はないか。それではいただいた意見を基に事務局で修正していただきたい。

では次に、3番 その他 の審議に入る。「平成 26 年度以降のスケジュール」について事務局に説明を求める。

事務局：まず今年度だが、昨年行っていた指定管理者の更新作業はない。平成 27 年度末で指定の期間が終了する施設が 12 あり、平成 27 年度中に審査を行っていただくことになる。指定期間が終了する施設の中には浪切ホールやだんじり会館、駐輪場といった民間事業者からも応募が見込まれる施設が多数あり、昨年のプレゼン審査では一候補者あたり 40 分という時間をかけていたので、すべてを一度に行っていたのでは時間が不足するのではないかということを思料している。よって選定対象施設を 2 グループに分け、スケジュールを前倒して、早ければ平成 26 年度内から選定作業を始めてはどうかということを検討している。そうなれば、2 段階での選定作業になるが事務局内部で検討しているのでご承知おきいただきたい。平成 27 年度 12 月議会での議決に間に合わせるように、早めに進めていく必要があると考えている。

早ければ平成 26 年内に募集要項に関する委員会をお願いすることが考えられる。

委員：今日議論した「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針指針（案）」の確定版はどの時点で確認するのか。

事務局：想定している流れとしては、いただいたご意見を反映させ、来週予定している庁内会議にかけ、庁内の意見を盛り込み、最終的には来週末にある特別職も加わった会議で庁内の了承を取りたい。よって 2 週間のうちには確定としたい。この結果についての委員会の開催は予定しておらず、委員には送付させていただくことを予定している。

事務局：7 月末から 8 月にかけて、前年度のモニタリングの委員会を予定している。

委員：了解した。委員から他になにか追加で意見等はないか。

委員：意見がないようなので、以上で、平成 26 年度第 1 回岸和田市指定管理者審査委員会を閉会する。